

各区局危機管理責任者
(各区局副区局長)

危機管理統括責任者
(総務局危機管理室長)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 避難所等の対応について（通知）

令和5年5月8日（月）に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ変更となり、「避難所におけるマスク着用等の考え方について」（令和5年3月31日付府政防第611号等）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」（令和5年4月28日付府政防第704号等）において、今後の避難所における感染症対策等について示されたところです。

本市においても、上記通知の趣旨を踏まえ、今後の避難所や避難場所（以下「避難所等」という。）での感染症対策等について次のとおり実施することとします。

1 平時から実施する事項（対象：区局）

(1) 市民の皆様への周知啓発

ア 在宅避難

在宅避難（親せきや友人宅等への避難を含む）の実施は、感染症対策の観点以外にも、避難者のプライバシーの確保や避難生活のストレス軽減という観点からも有効であることから、今後も引き続き周知・啓発することとします。

イ 非常持出品

避難所等では今後も引き続き、基本的な感染症対策は有効となります。避難する際の非常持出品に、マスクや手指衛生用品、体温計などの健康管理用品を含めることについても、引き続き啓発することとします。

(2) 避難所等の開設などに関する事前調整

ア 補足的避難所

補足的避難所は多数の避難者でスペースが不足する場合や、避難所が機能しない場合などに開設するものですが、感染症対策の観点でも有効であることから、引き続き、活用の検討及び開設訓練の実施に取り組みます。

イ プライベートスペース

避難所等では、要援護者や男女のニーズの違いなどに配慮した取り組みが必要となります。より多くのプライベートスペースの確保に向け、今後も引き続き、発災時に活用可能な学校の空き教室の確保や、既存の協定による間仕切りの円滑な調達などに努めます。

(3) 地域防災拠点訓練の積極的な実施

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域防災拠点の訓練は可能な範囲での実施としてきましたが、今後は積極的に地域防災拠点の“開設・運営”に重点を置いた訓練を実施します。

2 発災時における感染症対策を踏まえた避難所等の運営（対象：区）

(1) 全ての避難所等で実施する事項

- ・マスク着用及び手指衛生の推奨
- ・避難所等の定期的な換気及び清掃等の衛生管理

(2) 各避難所等の判断により追加で実施する事項（感染症（疑い含む）の感染状況により判断）

- ・検温や聞き取り等による受付時の避難者の体調確認及び有症状者との動線分け
- ・空き教室の活用や余裕ある区割り等による避難者同士の距離の確保

(3) その他

各地域防災拠点運営委員会の委員長等が必要と認めたこと。